

ストレスチェック検査等業務委託に係るプロポーザル募集要項

社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下「協会」という。）の「ストレスチェック検査等業務委託」について、次のとおり提案を募集します。

1 業務内容

別紙「ストレスチェック検査等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

ただし、平成29年度の委託業務の実施において、契約内容の違反等何らの支障がない場合には、平成30年度についても、契約を更新する。

3 目的

- ・ 職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する。
- ・ 職員自身のストレスの気づきを促す。
- ・ ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる。

4 提案限度価格（平成29年度分）

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ストレスチェックの個人分析及び集団分析並びに研修の実施に係る全ての経費を含む額。なお、契約に当たっては、単価契約（実績払い）とします。

※平成30年度に契約を更新した場合の契約金額（単価）は、平成29年度と同額とします。

5 参加資格

プロポーザルに参加できる業者は、介護事業者等に対するストレスチェック業務の実績があり、かつメンタルヘルス研修の実績がある法人とする。

6 応募方法

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申請書（様式1） 正本1部
- イ 見積書（様式2） 正本1部
- ウ 会社概要
- エ 業務実績一覧（様式自由。対象事業者名（記載可能な場合のみ）、事業者の規

模（職員人数）及び受託期間等）

オ 業務実施にあたっての提案書（様式自由。（5）提案内容参照）

ただし、資料として以下のものを添付すること。

- ① 受検票サンプル
- ② 個人結果通知サンプル
- ③ 集団分析結果サンプル

カ その他添付書類

(2) 提出部数

指定がないものは、各5部

(3) 提出期日

平成29年5月10日（水）午後5時まで

※持参又は郵送。郵送の場合は、5月10日（水）必着。

※土曜、日曜日及び祝日は受付不可。

(4) 提出先

〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1ひと・まち交流館京都4階 担当：調整室 水島、東

TEL 075-354-8745

(5) 提案内容

提案書を作成する際には、「提案書作成にあたって」を参考に、下記の項目について記載すること。

ア ストレスチェック制度の理解・実績

イ 受託業務の実施体制

ウ ストレスチェック実施後の対応（集団分析が出た後の職場改善のための研修及びその具体的な内容など）

エ ストレスチェック受検票・評価方法等

オ 個人情報保護対策、独自提案、その他実績等

7 プロポーザルの手続の概要

(1) 評価基準

審査は、以下の項目について書類審査を行う。

ア ストレスチェック制度の理解・実績

イ 受託業務の実施体制

ウ ストレスチェック実施後の対応（集団分析が出た後の職場改善のための研修体制及びその具体的な内容など）

エ ストレスチェック受検票・評価方法等

オ 個人情報保護対策、独自提案、その他実績等

カ 価格

(2) 受託候補者の選定

業者選定委員会の評価の結果、評価点が最も高い者を受託候補者とする。

(3) 審査結果通知

参加者全員に通知する。

8 スケジュール（予定）

(1) 書類提出期日 5月10日（水）

(2) 業者選定委員会 5月12日（金）

(3) 審査結果通知 書類審査後速やかに通知

(4) 業務委託契約 結果通知後速やかに締結

※本スケジュールは予定であるため、日程については若干の前後が生じる可能性がある。

9 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は失格になる。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期日に違反がある場合

(2) 提案書が、仕様書等に示された条件に適合しない場合

(3) 提案書に虚偽内容が記載されている場合

(4) 参加資格があると偽った場合

(5) 提案限度価格を上回る価格を提案した場合

10 受託者決定の取り消し

次のいずれかに相当する場合は、決定を取り消すことがある。

(1) 参加資格があると偽った場合

(2) 提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

11 留意事項

(1) 本提案募集に関する質問等については、平成29年5月1日（月）（必着）までに、6（4）の提出先まで、書面で送付すること。

(2) 提案書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者の負担とし、提案書は返却しない。

(3) 応募書類について、追加書類の提出又は説明を求める場合がある。

12 契約の解除

(1) 受託業者において契約内容の違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、

委託料の支払いをしないか若しくは委託料の一部又は全部の返還を求める場合がある。

(2) 上記の(1)により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(3) 委託者側で業務を継続しがたいやむを得ない事由がある場合、受託者側の同意を得て、契約を解除することができる。

提案書作成にあたって

1 制度の理解・実施体制・実施方法・実績

(1) 制度の理解について

ストレスチェック制度の目的、また、実施にあたって注意すべき点等、実施にあたっての考え方を記載してください。

(2) 実施体制及び実施方法について

本業務の実施にあたって、以下の項目について記載してください。

- ① 受託業務の実施体制
- ② 受検率を上げるための工夫
- ③ 研修の実施内容及び実施体制等（ただし、会場はこちら側で用意する。）

(3) 実績等について

介護事業者等に対するストレスチェックの実績及びメンタルヘルス研修の実績等を記載してください。

2 個人情報保護対策

セキュリティーポリシー等、個人情報保護対策について記載してください。

3 アピールポイント

契約するメリット及び付加価値のある提案などがあれば記載してください。

（独自の提案内容、顧客満足度を高めるための工夫等）

4 サンプルの提出

以下のサンプルを提出してください。

- ① 受検票
- ② 個人結果通知（セルフケアのアドバイス等の記載例を含む）
- ③ 集団分析結果（協会及び個別単位の分析を想定した例）

5 見積書

（様式2）に従い、消費税及び地方消費税相当額を含む金額で、単年度分となる平成29年度にかかる経費の総額を記載してください。（限度価格2,000千円）

(様式1)

プロポーザル参加申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人京都福祉サービス協会
理事長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名

協会が募集する下記業務に係る提案募集について、必要な書類を添えて提出いたします。

なお、提案内容を含め、提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事業名
ストレスチェック検査等業務委託

- 2 添付資料

- 3 連絡先
担当部署
担当者名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

(様式2)

見積書

	項目名	予定数量 (ア)	単価 (税抜) (イ)	金額 (ア) × (イ)
1	ストレスチェック受検	1,440 人		
2	集団分析	33 件		
3	研修	2 回		
	合計			(ウ)

(ウ) × 1.08 = _____ 円

(補足説明など)

(注) 平成30年度に契約を更新した場合の契約金額(単価)は、平成29年度と同額とする。

ストレスチェック検査等業務委託仕様書

1 件名

ストレスチェック検査等業務委託

2 対象者及び対象人数

平成29年度及び30年度とも、部門ごとに以下の人数を想定。

	人数	備考
居宅部門	760人	正規職員及び正規職員並みの就労時間の非正規職員が対象
施設部門	640人	
児童館部門	40人	
合計	1,440人	

3 法令等の遵守

労働安全衛生法及び規則等を遵守し、厚生労働省が作成したマニュアル等を参考とすること。

4 実施内容

ストレスチェック検査等業務委託の内容は、以下のとおりとする。記載のない事項及び詳細は、協会と受託者で協議の上、決定するものとする。

(1) 対象者の事前情報提供

協会は、対象職員の属性等が入力された電子媒体を受託者に提供する。

(2) 事前配布書類の作成

受託者は、事前情報提供を基に以下の配布書類を作成し、下記の①を②に封入し、指定する場所に納品する。

【ストレスチェック受検票等配布書類】

① ストレスチェック受検票

② ストレスチェック受検票提出用封筒

(3) 実施方法等

① ストレスチェックの受検票の作成

ストレスチェックに用いる受検票は、「職業性ストレス簡易調査票（57項目版）」を基本とし、用紙レイアウトについては受託者側が提案するものとし、協会と十分協議のうえ、必要があれば修正を行うこととする。

なお、ストレスチェックの受検票の職員への配布は、概ね部門ごとに、6月下旬から順次実施するものとする。

② 受検票の回収

ストレスチェック調査の実施期間（対象者回答期間）は概ね4週間とする。また、調査開始後受検対象者から封入され提出された受検票等は、協会より受託者へ一括送付する。

③ ストレスチェック調査個人結果評価及び結果報告

個人結果分析は、「職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル」に示されている標準化得点を用いて、個人結果の評価作業を速やかに行い、協会を通じて職員へ結果報告を行う。

結果報告様式は、事前打合せの段階で協会に提示するものとし、その内容や体裁については、基本的な項目を列記するに留まらず、職員が理解しやすいような体裁にするとともに、セルフケアの手助けとなるような助言や相談窓口、専門機関の紹介等を含めるなど、受託者で工夫を凝らしたものとする。また、協会と協議するものとし、必要があれば、修正・変更を行うこととする。

④ 面接指導対象者の選定・受診勧奨

評価の結果、高ストレスと判断され、面接指導の対象となった者に対し、医師による面接指導を受けるよう勧奨するため、全ての受検者に、個人結果報告書のほか、協会が提供する面接指導の受診勧奨案内文並びに結果提供同意及び医師面接希望に関する調査用紙を受託者において追加封入する。なお、面接指導については、協会の産業医が実施するため、受託者において実施する必要はない。

⑤ 集団分析結果の通知

集団分析は、実施前に決定した集団分析単位（予定は33グループ）により、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（平成27年5月厚生労働省）で示された「仕事のストレス判定図」に準拠して集団的分析を行い、その結果を作成・提出すること。また、評価完了後、協会と協議のうえ、事前に受託者に提供した属性データの範囲内で、追加の集団分析単位を決定し、集団的分析を行い、その結果を作成・提出することも可能とする。

⑥ 研修の実施

受託者は、集団分析の結果を活用し、職場環境改善を目的に管理職を含む職員への研修（1回につき概ね50人程度）を、日程を変えて2回以上実施すること。実施時期については相談のうえ、決定する。

なお、会場等については協会で準備する。

5 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

ただし、平成29年度の委託業務の実施において、契約内容の違反等何らの支障がない場合には、平成30年度についても、契約を更新する。

なお、契約金額（単価）については、平成29年度と同額とする。

6 留意事項

この仕様に定めのないことやその他詳細については、その都度打合わせすること。
また、本仕様書について疑義または変更の必要が生じたときは、その都度協会と協議すること。